公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第２０３号
滋賀県高島市マキノ町西浜1415番地、前住所大津市石山千町276番地の１　ケアハウス千寿の郷
債務者　伊手　満男
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２３号
秋田市土崎港東２丁目９番５号
債務者　根田　輝美
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　嵯峨　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２８５１号
大阪市西成区津守３丁目５番28号
債務者　中華料理ときわこと　赤沼　博男
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　純一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６９６号
大阪市淀川区東三国４丁目16番９号
債務者　田原廣一郎
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浦　　寛幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７６０号
大阪市平野区長吉長原東１丁目11番８―1110号
債務者　上田　　篤
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宗川　暢一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７６６号
大阪府門真市大字桑才198番地の３
債務者　佐藤　光晴
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茂永　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７７０号
大阪府吹田市川園町61番11―102号
債務者　井上　武彦
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　忠政　貴之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月18日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７７１号
大阪府吹田市川園町61番11―102号
債務者　井上　和子
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　忠政　貴之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月18日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８３１号
大阪府東大阪市吉田本町１丁目７番15号パークサイド北澤402号、前住所大阪市生野区舎利寺１丁目１番21号
債務者　イタコリキッチンＧＡＲＯこと　康　英心
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川端さとみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８５９号
大阪市北区中津３丁目29番13号
債務者　清水　政博
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　悠紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７９号
神戸市須磨区磯馴町４丁目２番20号
債務者　濱田　耕一
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬合　孝一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６５号
宮崎県小林市北西方2004番地２
債務者　大迫　優一
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松浦　里美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第１２９号
三重県桑名市大字東方380番地１　修徳コーポ第２―202号、前住所愛知県小牧市弥生町119番地
債務者　水谷　真也
1　決定年月日時　平成25年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　慶志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第３５３９号
大阪府豊中市宮山町２丁目20番31号
債務者　江川ユミ子
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浦　　寛幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６０８号
奈良県橿原市木原町46番地の５
債務者　原田　光雄
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新谷　俊彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７１９号
大阪市此花区酉島４丁目１番16―403号
債務者　後藤　幸治
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀江　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部